

特別警報・暴風警報など発表時における対応・措置について

令和7年4月
岐阜市立徹明さくら小学校

1 警報発令時における休業及び登下校について

- (1) 児童が登校する前に警報・特別警報(いかなる警報であっても)が発表、又は警戒レベル3以上が発令されている場合
 - ① 警報及び警戒レベル3以上が解除されるまで家庭で待機する。
 - ② 始業1時間前(7時15分)までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合、平常どおり登校する。
 - ③ 始業1時間前から正午までに警報及び警戒レベル3以上が解除された場合、解除後1時間経過してから、登校する。校区の状況によっては、オンライン授業や休業とする場合もある。
 - ④ 正午を過ぎてから警報及び警戒レベル3以上が解除された場合、休業とする。
 - ⑤ 行事等で午前授業の日は始業時刻(8時15分)に警報が発表されている場合、休業とする。
※ただし、②や③において道路や家屋の倒壊などで危険な場合、無理に登校しない。
 - ⑥ 午前中のみ授業日については、始業時刻に警報及び警戒レベル3以上が発令されている場合は、休業とする。
- (2) 児童が登校した後(学校にいる場合)に警報・特別警報及び警戒レベル3以上が発表された場合
 - ① 警報発表時の気象状況、道路や交通の状況を判断して、児童を安全に帰宅させることができる判断した場合、速やかに下校させる。
 - ② 気象状況により、警報発表前の注意報の段階での集団下校の措置をとる場合もある。
 - ③ 帰宅が困難な場合、校内で児童を待機させる。安全が確保された時点で、集団下校や引き渡しカードにもとづく保護者の出迎え措置をとる。

2 その他の緊急時の措置について

- (1) 洪水・大雨・大雪注意報等についても情報の収集に努め、学年下校や集団下校、保護者の出迎え措置をとることがある。
- (2) 気象状況により休業等の対応が必要な場合、休業予定日の前々日の正午までに給食中止を教育委員会が決定して、学校に連絡が入る。学校はそれを受け保護者に連絡する。
- (3) 不審者徘徊など防犯上の緊急時の場合、集団下校の措置をとる。この時、PTA役員や自治会組織を通して、下校寄り添いの要請を行う。
- (4) 緊急時の場合、配信システムやHPなど情報伝達を複線化して保護者に伝える。
- (5) 特別警報や大地震の場合、避難勧告が出て学校が避難所になることもあり、必ずしも下校させるとは限らない。安否確認を優先し、関係機関と連携して適切な対応、連絡を行う。

3 お願い

- ・平素より学校のメール配信にご注意いただき、警報等予測される場合は特に、学校からのメール配信が確認できるようお願いします。
- ・来校の際は、「引き渡し」の場合も車の利用はお控えください。

